



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 景觀問題

奈良間 茂



# 静岡市の景観



Copyright © 2002 Spazio Shibutake

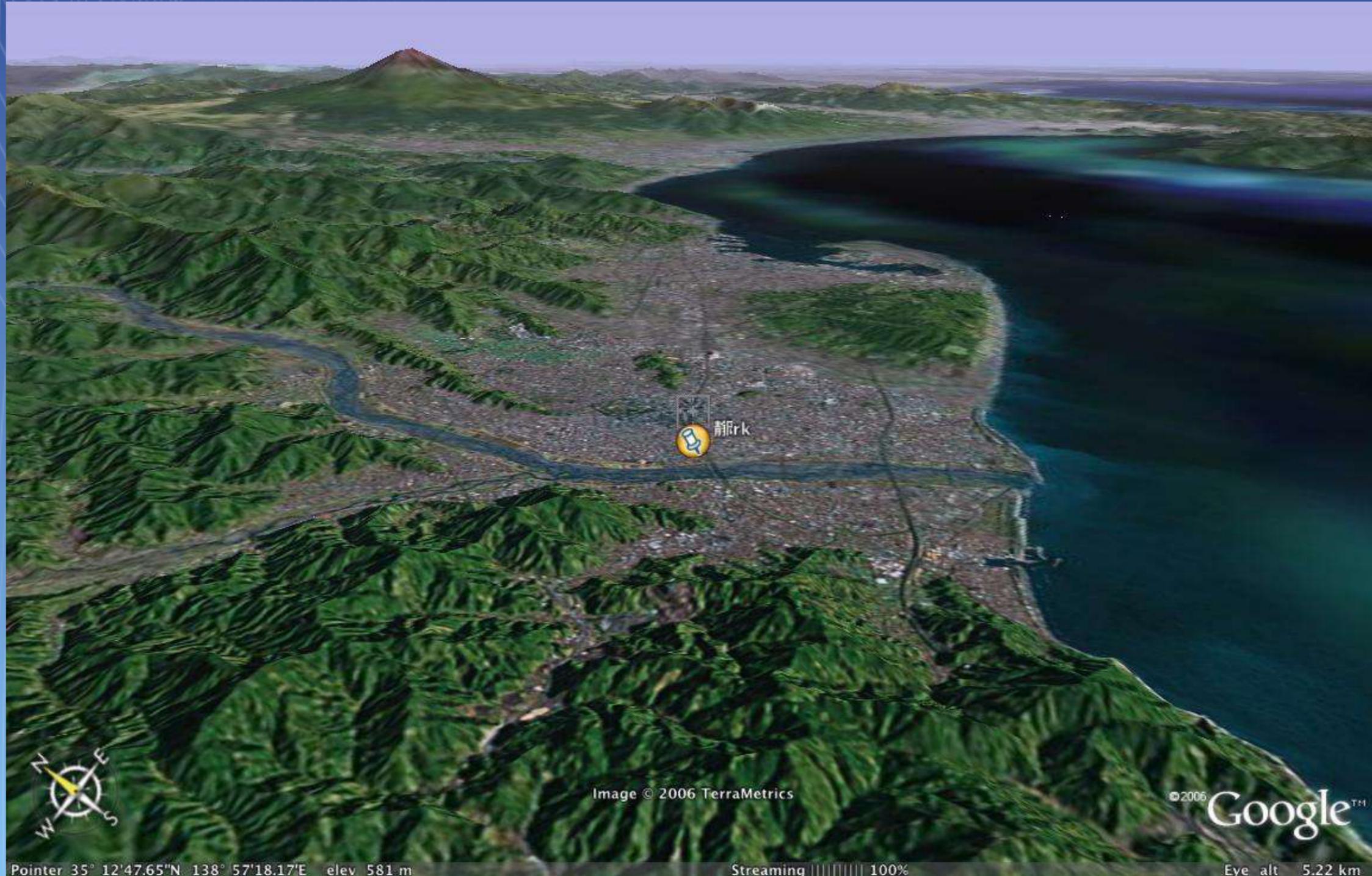


Image © 2006 TerraMetrics

©2006 Google™

Pointer 35° 12'47.65"N 138° 57'18.17"E elev 581 m

Streaming ||||| 100%

Eye alt 5.22 km



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 静岡市の景観資源

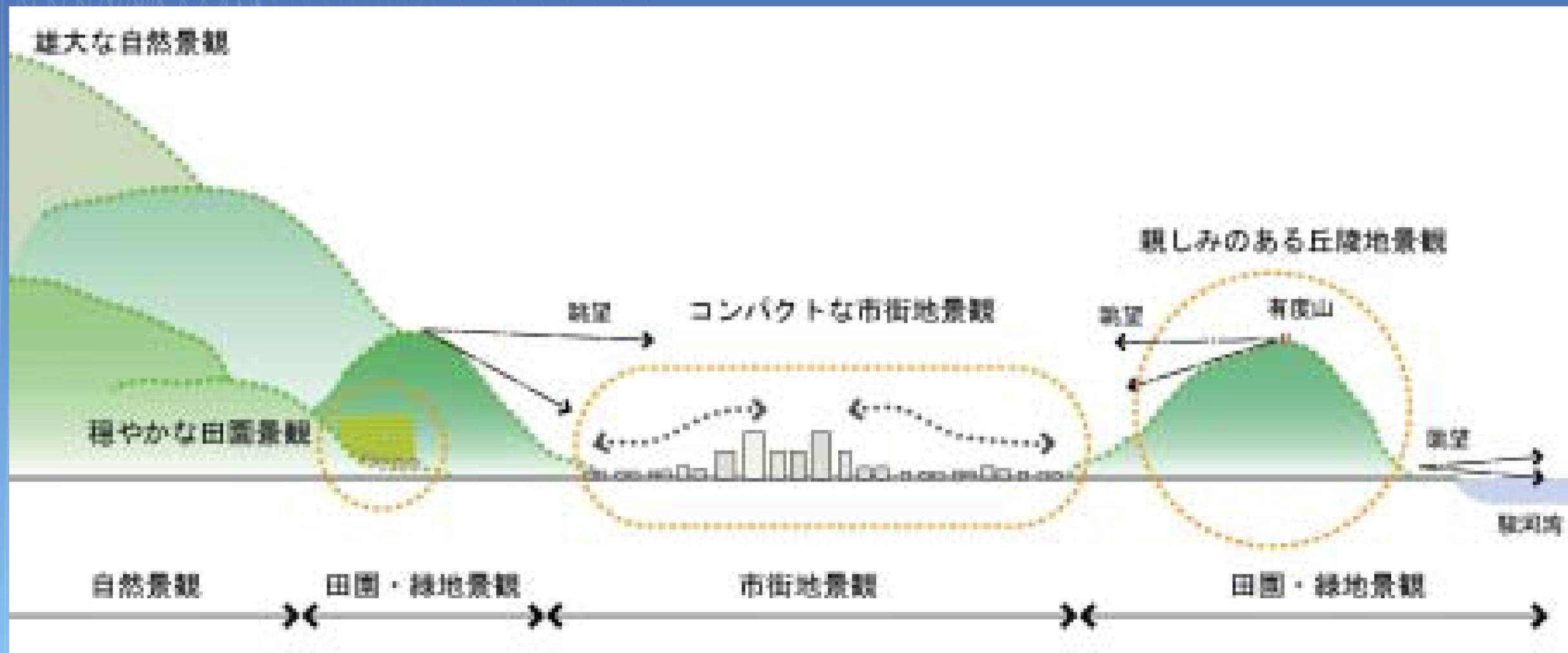
- 丘陵地や幹線道路等の市内各地から、富士山への雄大な眺望が得られること
- 城下町と港湾都市という2つの異なるまちの成り立ちを持った都市であること
  - ・駿府城の碁盤の目の町割りに沿ったまち並みや界隈の形成
  - ・港町らしく、明るく開放的なまち並みや界隈の形成
- 旧東海道沿いでは、歴史に彩られたまち並みや資源が点在していること
  - ・宇津ノ谷地区や蒲原地区等の歴史的まち並みの保全・活用
- 丘陵地の山際や河川沿いでは、地形を活かした茶畑・樹園地が広がっていること
  - ・茶畑と石積み、これらと一体となった集落による穏やかな田園景観
- 海辺、河辺では、明るく開放感あふれる景観が広がっていること
- 東海道沿いの平地では、市街地がコンパクトにまとまっていること
  - ・都市機能の集積を活かした賑わい、活気あふれる商業地景観
  - ・低中層を基調とした落ち着きがある住宅地景観
  - ・交通利便性を活かした工場施設の集積による産業地景観 等



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 静岡市の景観構造





Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# ドイツの町並み



カラーコーディネートされた外壁色  
統一化されたスカイライン



道路景観とサイン類  
統一された屋根色



# ドイツの町並み



広場の露店とランドマーク



統一された建物  
スカイライン  
色彩  
高さ



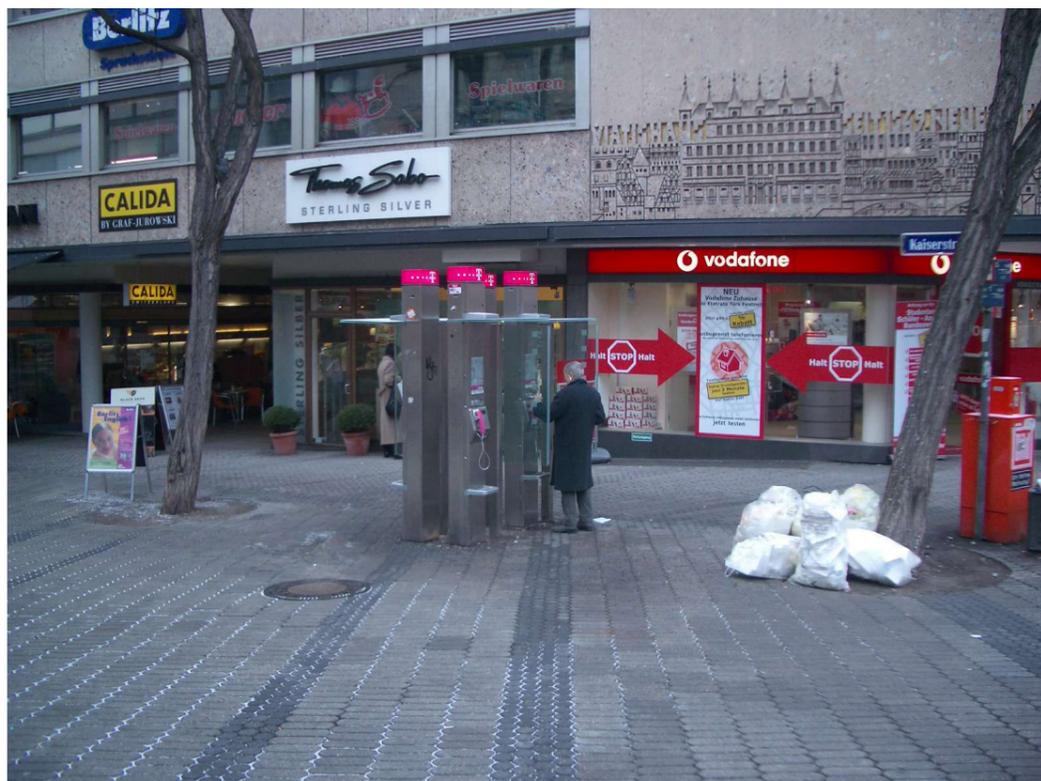
Copyright © 2002 Spazio Shibutake



白色 LED 文字でタイムリーな情報表記



集合広告スペース



公衆電話とゴミ収集袋



サインの位置高さ制限



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



鍛造美術サイン



ストリートファニチャー類



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 看板と景観





Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 看板屋は罪が重いのか



# サインの種類







Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 屋外広告の大別 3種

## 1 自家広告 (表札のようなもの)



1. 自家広告物 制作主の権利が伴うもの
2. 媒体広告物 案内板 電柱広告 バス広告 ポスター掲示板
3. 標識 公共サイン及びモニュメント・ファニチャー等

## 3 案内板 公共サイン (お店の位置を矢印などで案内)



## 2 一般広告 (自家広告と案内板以外)





看板には法律があります



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



## 看板には法律があります

屋外広告  
物条例

景観法

建築基準  
法

建築業法

労働安全  
衛生法



# 屋外広告物条例

地域や看板の表示面積によって許可が必要です

規制厳しい ←

→ 規制緩い

規制地域	特別規制地域		普通規制地域	
	第1種特別	第2種特別	第1種普通	第2種普通
規制地域	風致地区。文化財から周囲50m以内の地域	東名高速道路等の主要幹線・東海道新幹線等の鉄道から幅500mの区域。(一部区間を除く。)	特別規制地域、第2種普通規制地域以外のすべての規制地域内。	用途地域の商業地域、近隣商業地域(容積率300%以上)の地域。
広告の種類				
自家広告物 自己の氏名、名称、店名、商標、事業、事業内容を表示するため、自己の住所、営業所、作業所に表示、設置する広告物	総面積5㎡以内は許可申請不要		総面積10㎡以内は許可申請不要	総面積20㎡以内は許可申請不要
	申請不要の総面積を超えた場合、すべての広告物の許可申請が必要です。 3 許可の個別基準 の①～⑤をご確認ください。			
案内広告 広告物に、矢印や案内図などを掲示し、誘導を図るもの	すべて許可申請が必要です。 野立広告は、3 許可の個別基準 の⑥をご確認ください。 野立広告以外の設置は不可です。		すべて許可申請が必要です。 野立広告以外は 3 許可の個別基準 の③～⑤をご確認ください。	
一般広告物 自家広告物や案内図板に該当しないもの	設置不可		すべて許可申請が必要です。 3 許可の個別基準 の①～⑤をご確認ください。	





# 屋外広告物条例

地域や  
看板の表示面積によって  
許可が必要です

広告物の種類によって下記のとおり制限があります。

- 共通基準**
- 蛍光塗料は保安上必要なものを除き使用しないものであること
  - 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること
  - 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと
  - 東名高速道路から200m以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと など

### ① 野立広告塔

**第1種特別規制地域**  
高さは10m以下  
1面の面積は30m<sup>2</sup>以内であること

**第2種特別規制地域**  
**第1種普通規制地域**  
**第2種普通規制地域**  
高さは15m以下  
1面の面積は30m<sup>2</sup>以内であること

### ④ 屋上広告

壁面から(建物の幅より横に)突き出ないこと  
木造建築に設置しないこと

**第1種特別規制地域**  
広告物の高さは5m以下でかつ建物の高さの2/3以下であること

**第2種特別規制地域**  
広告物の高さは10m以下でかつ建物の高さの2/3以下であること

**第1種普通規制地域**  
**第2種普通規制地域**  
広告物の高さは15m以下でかつ建物の高さの2/3以下であること

### ② 野立広告板

**第1種特別規制地域**  
**第2種特別規制地域**  
**第1種普通規制地域**  
**第2種普通規制地域**  
高さは5m以下 面積は全面で30m<sup>2</sup>以内であること

### ⑤ 壁面突出広告

出幅は1.5m以下であること。ただし、道路への出幅は1m以下であること  
下端は、歩道がある道路では地上から2.5m以上(歩道がない道路では4.7m以上)

**第1種特別規制地域**  
**第2種特別規制地域**  
**第1種普通規制地域**  
面積は20m<sup>2</sup>以内

**第2種普通規制地域**  
面積による制限なし

### ③ 壁面利用広告

壁面の端から突き出さないこと  
窓その他開口部を覆わないこと

**第1種特別規制地域** **第2種特別規制地域** **第1種普通規制地域**

壁面1面の面積が300m<sup>2</sup>未満の場合  
.....壁面面積の1/5以内であること  
(壁面面積の1/5が15m<sup>2</sup>以内の場合.....15m<sup>2</sup>まで可)

壁面1面の面積が300m<sup>2</sup>以上の場合  
.....壁面面積の1/10以内であること  
(壁面面積の1/10が60m<sup>2</sup>以内の場合.....60m<sup>2</sup>まで可)

**第2種普通規制地域**  
壁面1面の1/5以内であること  
(壁面面積の1/5が15m<sup>2</sup>以内の場合...15m<sup>2</sup>まで可)

### ⑥ 案内図板

**第1種特別規制地域**  
**第2種特別規制地域**  
高さは5m以下  
1面の面積は3m<sup>2</sup>以内であること

**第1種普通規制地域**  
高さは5m以下  
1面の面積は5m<sup>2</sup>以内であること

**第2種普通規制地域**  
高さは15m以下  
1面の面積が30m<sup>2</sup>以内であること

その他の広告物 ● 塀利用 ● アドバルーン ● 電柱・電話柱・消火栓を利用する広告物 ● 乗合自動車 ● 電車広告など

各広告物の個別基準については、担当へご相談ください。



# 屋外広告物条例

地域や看板の表示面積によって許可が必要です

## 4 許可申請の手続き

### 新規の許可申請

関係法令

関係法令の事前相談

工作物確認申請 ※1

道路占用許可 ※2  
所管する道路管理者

道路使用許可  
所管する警察署へ

関係他法令の許可

設置計画

事前相談

許可申請不要

許可申請

堅牢な広告物等の管理者設置届

手数料入金

.....納入通知書兼領収証書による納入

審査・処分

不許可

許可

施行

設置完了

.....証票を貼付

※ は設置者の手続き

手数料(はり紙・立看板等を除く)

照明なし 5㎡ごとに1,290円(2年) (ただし、堅牢な広告物については3年にする  
照明あり 5㎡ごとに1,550円(2年) ことができる)

屋外広告物許可申請書 添付書類(各1部)

- ①案内図
- ②広告物の設計図面  
(構造のわかるもの及び色彩のわかるもの)
- ③周辺の状況のわかるカラー写真
- ④配置図
- ⑤その他必要により土地使用承諾書等

### こんな時は？

許可期間が満了してしまうが、  
継続して広告物を掲出したい。

申請書は満了月の前月に郵送しますので、更新の許可申請を行ってください。

屋外広告物許可期間更新申請書 添付書類(各1部)

- ①広告物のカラー写真
- ②屋外広告物点検報告書
- ③その他の必要により土地使用承諾書等

許可期間中に、掲出している広告物の変更・改造を行いたい。

変更改造の許可申請を行ってください。

屋外広告物変更・改造許可申請書 添付書類(各1部)

- ①案内図
- ②変更又は改造の前後を比較できる図面
- ③広告物のカラー写真

広告物を撤去した。

除却の届出を行ってください。

屋外広告物除却・滅失届出書 添付書類 撤去後の写真

※ 広告物の設置者の住所が変更する場合など、届出が必要となる場合がありますのでお問い合わせください。

### 問い合わせ・申請窓口

屋外広告物に関する各種申請・届出	静岡市 都市局 都市計画部 都市計画課 都市景観推進担当 (静岡庁舎新館7階)	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 ☎ 054-221-1123 FAX. 054-221-1117
工作物の確認申請※1	静岡市都市局建築部建築指導課 審査・指導担当(静岡庁舎新館5階)	☎ 054-221-1259
道路占用許可※2	静岡市建設局土木部土木管理課 占用担当(静岡庁舎新館6階)	☎ 054-221-1442
	静岡市建設局土木部土木事務所 管理担当(清水庁舎4階)	〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 ☎ 0543-54-2218 平成19年2月以降は ☎ 054-354-2218

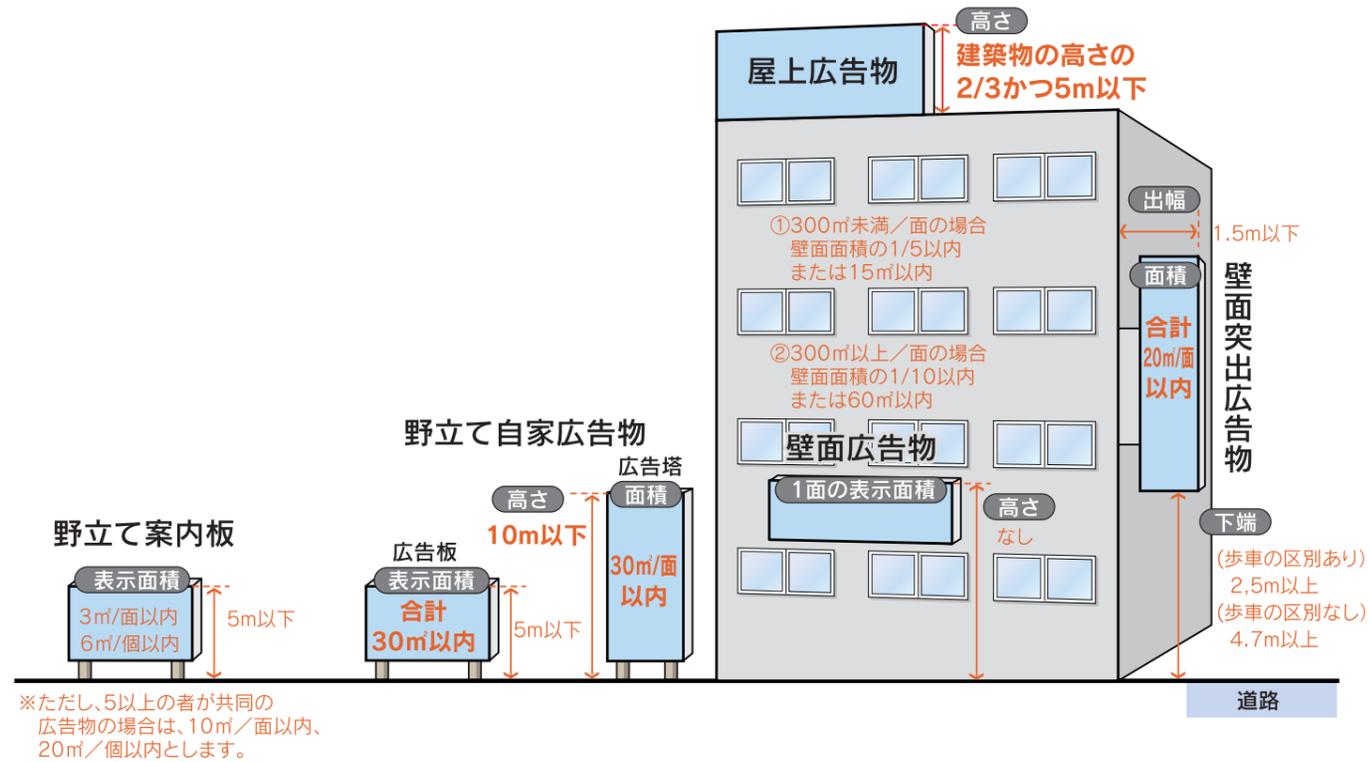
# 主な個別基準



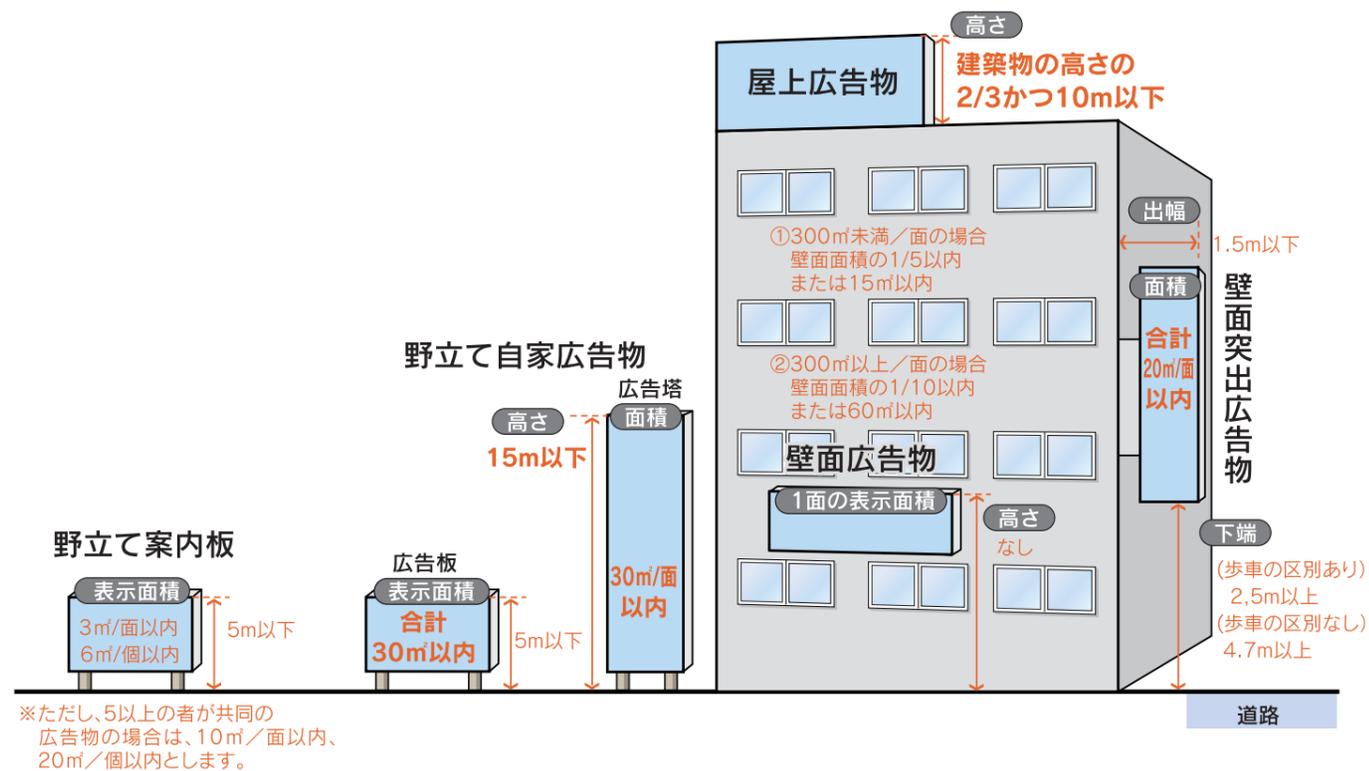
Copyright © 2002 Spazio Shibutake

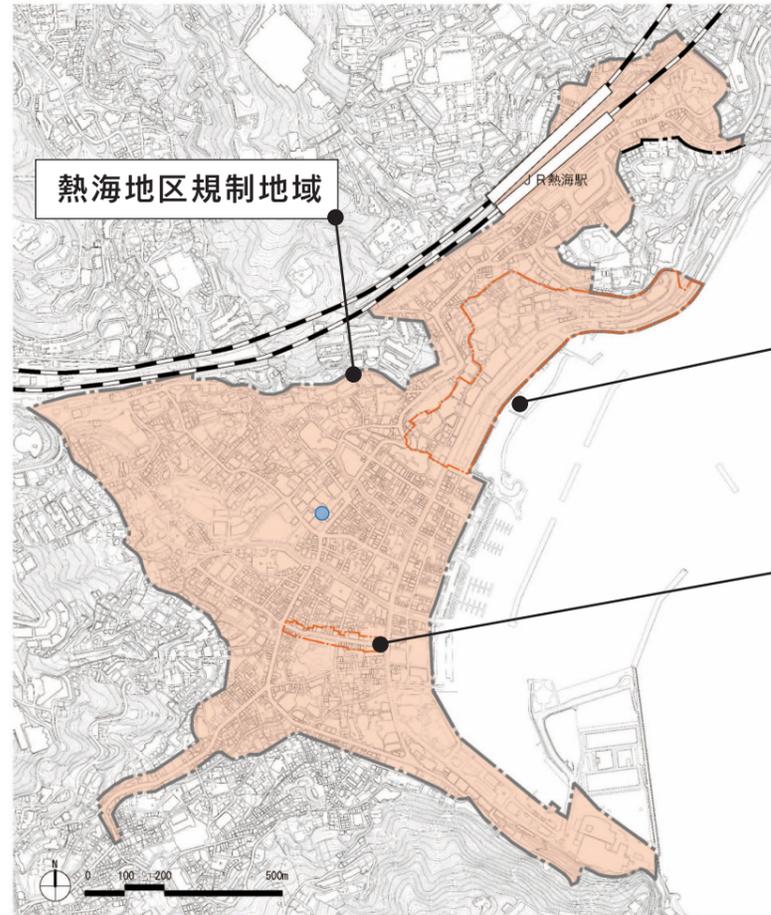


## ◆ 第一種特別規制地域における基準



## ◆ 第二種特別規制地域における基準





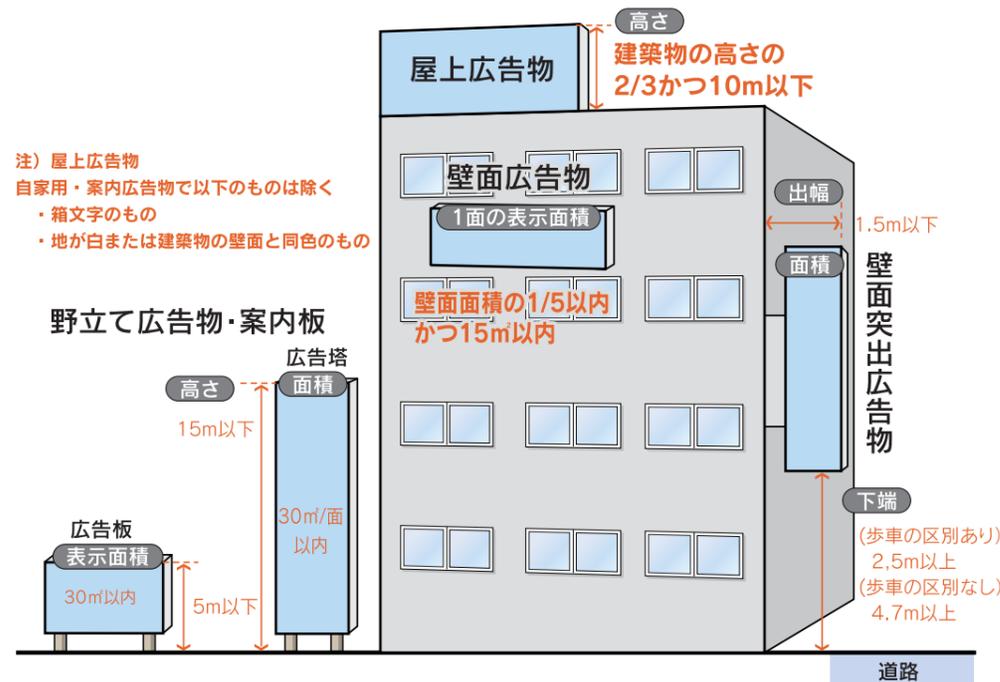
# 熱海地区規制地域図 (広告景観形成地区含む)



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



## ◆ 熱海地区規制地域における基準



注) 屋上広告物  
 自家用・案内広告物で以下のものは除く  
 ・箱文字のもの  
 ・地が白または建築物の壁面と同色のもの

### 〔照明〕

- ・出来るだけ照明を設置し、夜間の  
にぎわいを演出するようにする。
- ・ただし、著しく点滅する、または、  
著しく眩しい照明や動光の設置は  
禁止する。

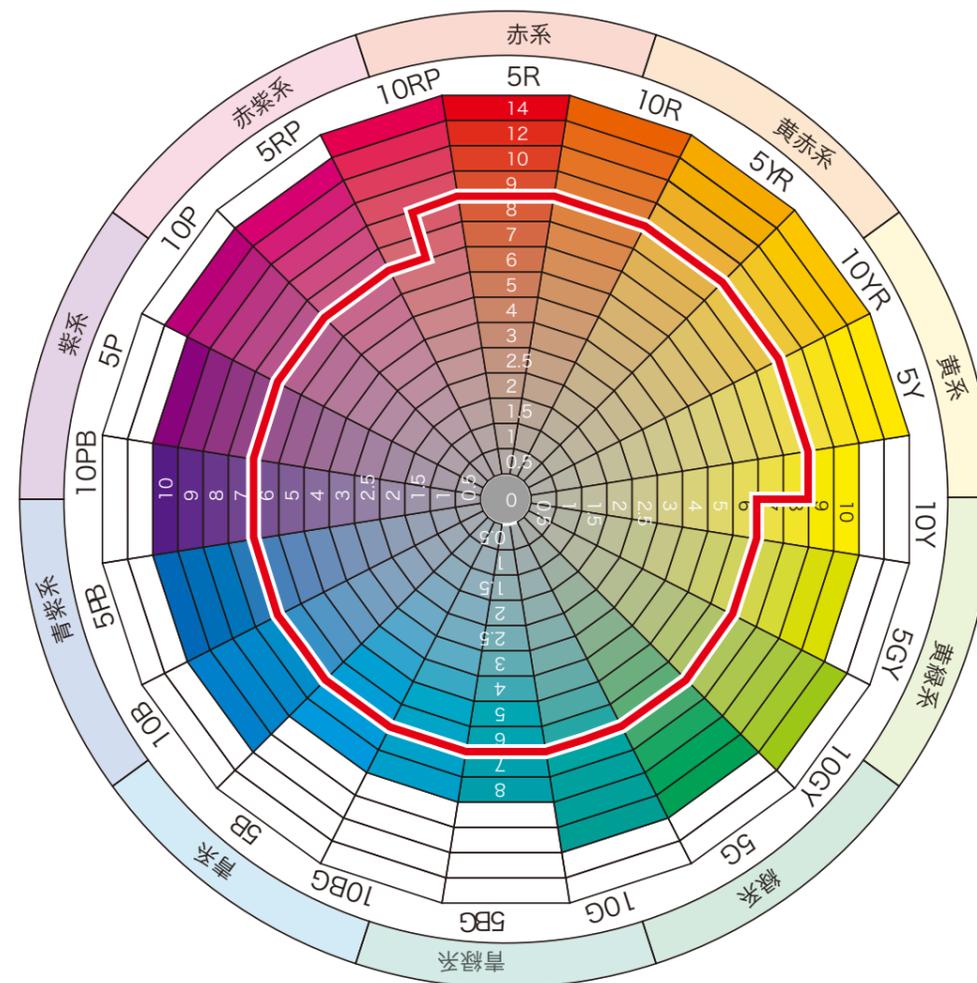
### 〔色彩〕

- ・地の色として使用できる色彩を  
制限する。
- ・ただし、地上10m未満の部分に  
設置される広告は除く。



# 熱海市看板地色に対する規制

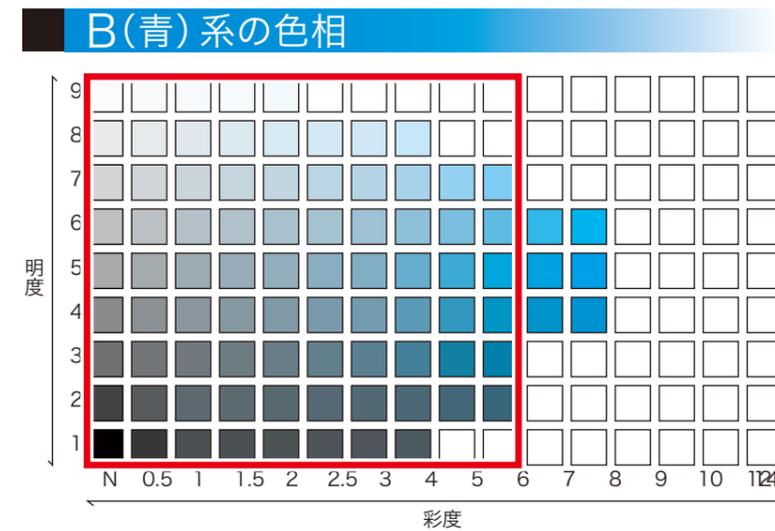
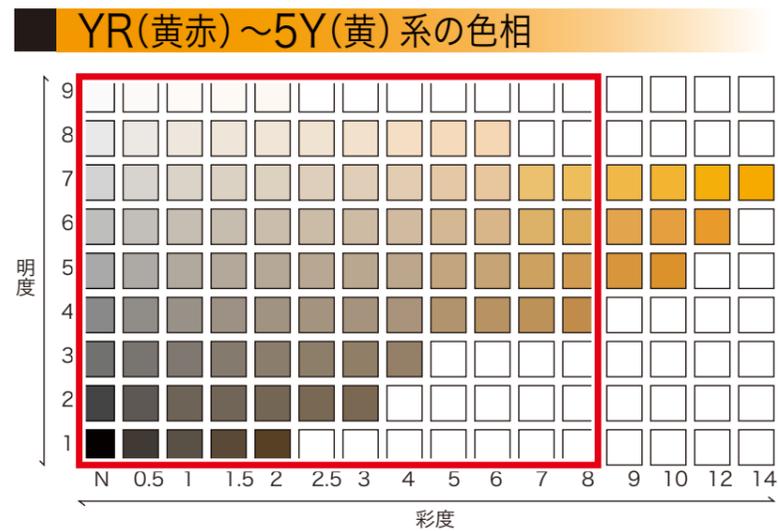
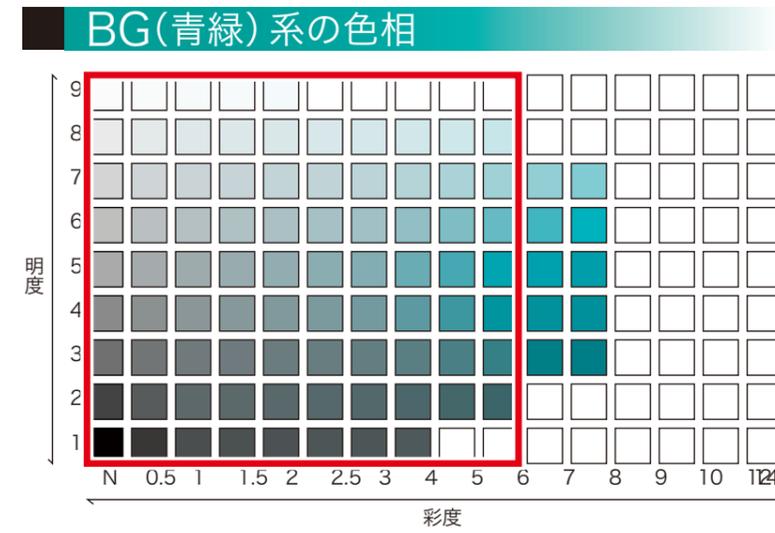
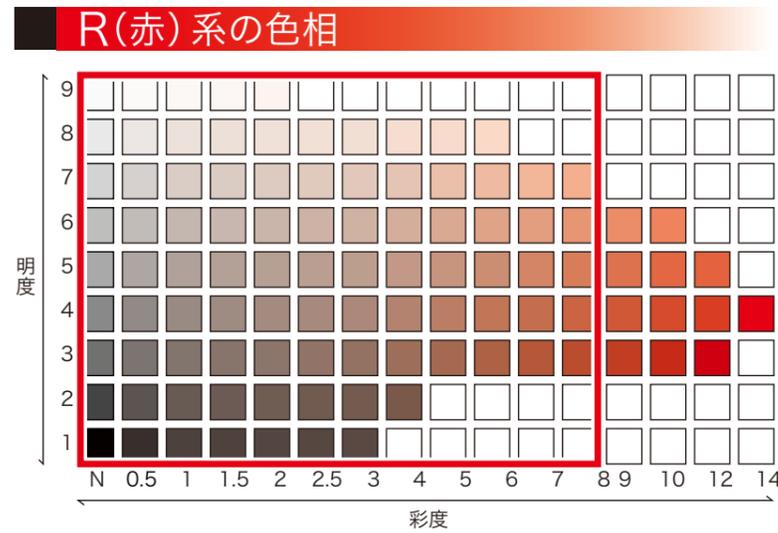
※ [地色] とは、屋外広告物の表示面積の1/3以上を占める色を差します。屋外広告物の表示面のうち、大きな面積を占める色彩を落ち着いた色調となるよう制限することにより、熱海の自然やまちなみと調和した品格のある景観を維持・創出することが期待されます。なお、表示面の1/3未満で用いられる文字やマーク等の色彩については、規制はありませんが、周辺の景観や一緒に掲出される別の屋外広告物との調和を考慮し、適切な色彩表現となるよう計画してください。





色相	地色の彩度
0.1R ~ 10Y	8以下とする
0.1GY ~ 10RP	6以下とする

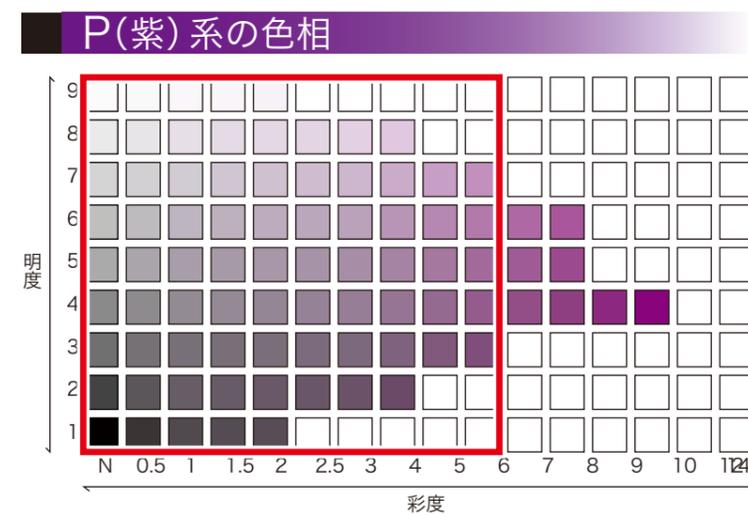
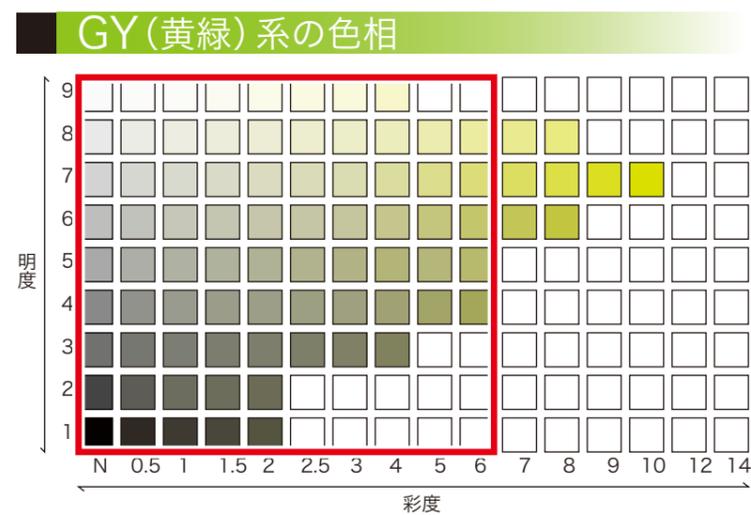
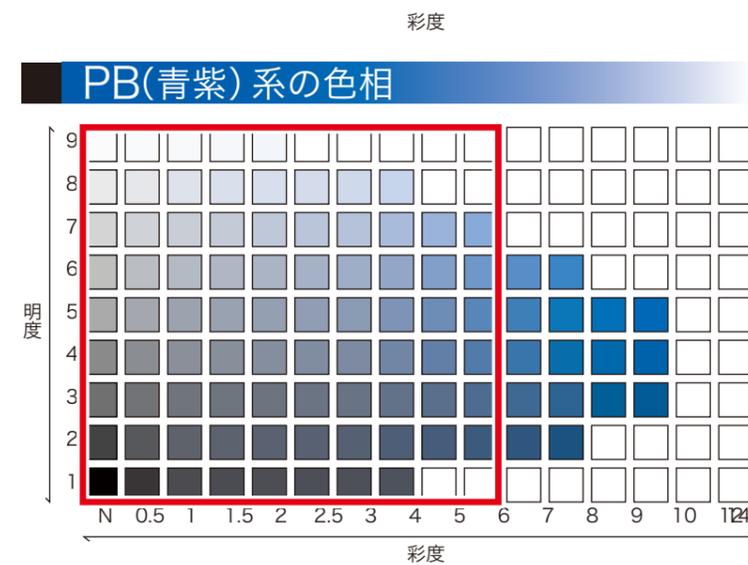
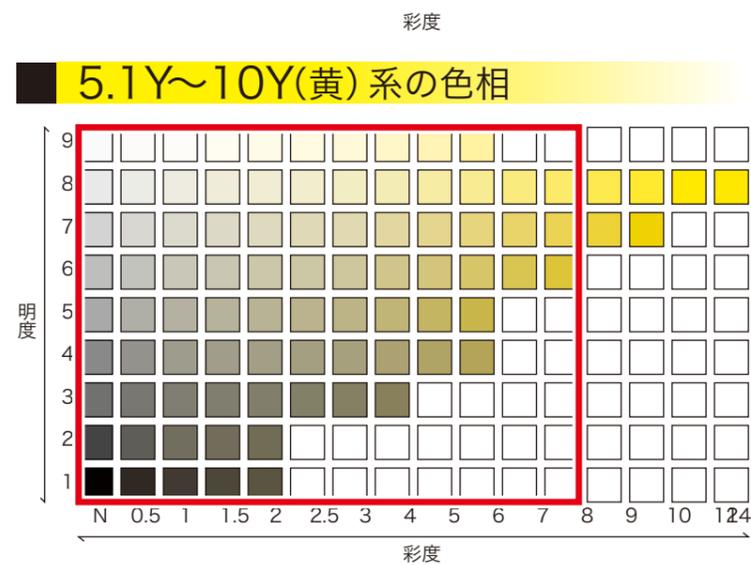
# 熱海市看板地色に対する規制





# 熱海市看板地色に対する規制

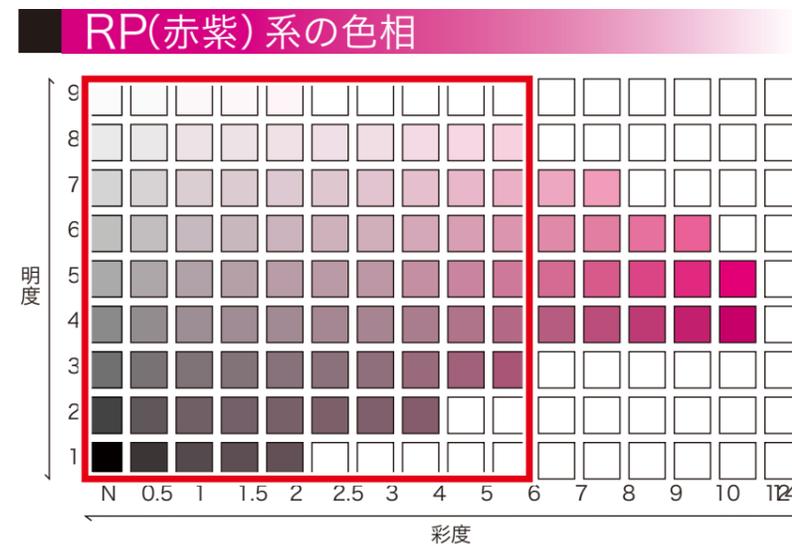
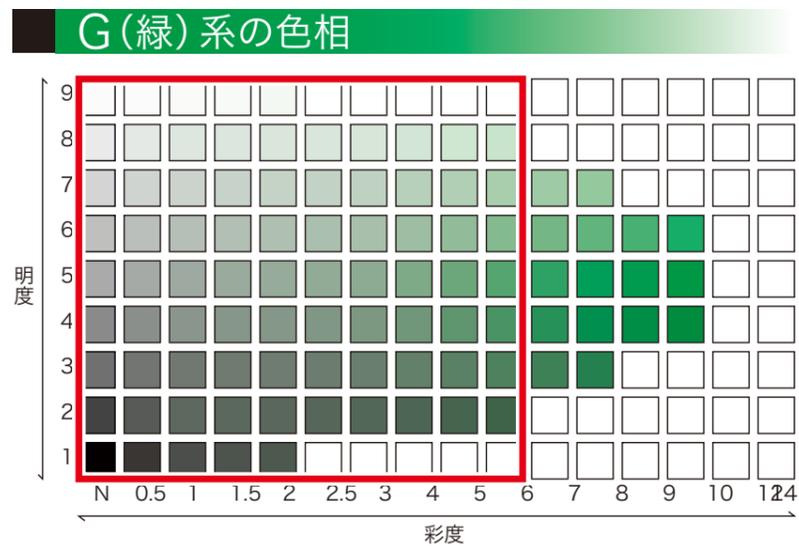
色相	地色の彩度
0.1R ~ 10Y	8以下とする
0.1GY ~ 10RP	6以下とする





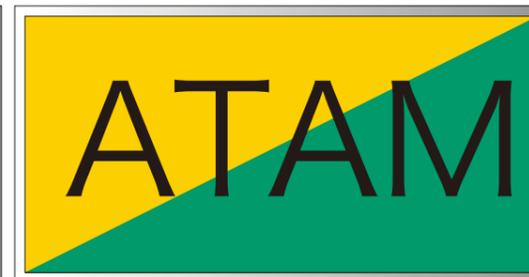
# 熱海市看板地色に対する規制

色相	地色の彩度
0.1R ~ 10Y	8以下とする
0.1GY ~ 10RP	6以下とする



**✕ 原案**

派手な高彩度色が地色に用いられており、目立ちはするものの、情緒や品格は感じられにくいものとなっています。



**○ 中彩度色を生かした表現**

地色を落ち着いた雰囲気のある中彩度色とすることにより、熱海らしい風情やさわやかさの感じられる色彩表現になります。





# 生活環境の充実（視覚環境）

美しい日本

景観法



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 景観緑三法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

## 文化の力が国を作る

道路や都市の景観とは私たちの日常の生活、あるいは人生の舞台にほかなりませんから、それを美しくすることは、私たち自身にとっても実に大切なことなのです。そして、日常の景観である道路や都市の景観を美しくすることは、まさに日本の文化的な魅力を高めることといえる



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 景観緑三法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

## 「空間の文化」を作り直す

都市というものを運営していく上での基本的なルール、あるいは作法というものを成熟させることです。

都市空間の美しさとは、自然の美などとは趣の違うものです。公的な決まりを持った「作法の美」 茶道 礼法



# 景観緑三法

- 「空間の文化」を作り直す
  - 都市というものを運営していく上での**基本的なルール**、
  - あるいは作法というものを成熟させることです。
  - 都市空間の美しさとは、自然の美などとは趣の違うものです。公的な決まりを持った
- 「作法の美」 茶道 礼法
  - 生活者 市民 企業の**センス**



# 広告景観を考える



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 景観広告を考える

生活空間を醜くする要素

ゴミ

電線 電柱

高架 ヨウヘキ

放置自転車

自販機

建物と外壁色

etc.

屋外広告物



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 景観広告を考える

## 看板の影響力と功罪は大きい

看板は 町 企業の顔

インターフェイス

看板業は 企業のセンス・イメージの表現者  
インターフェイスデザイン力が問題



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 景観広告を考える

賑わい

美しさ

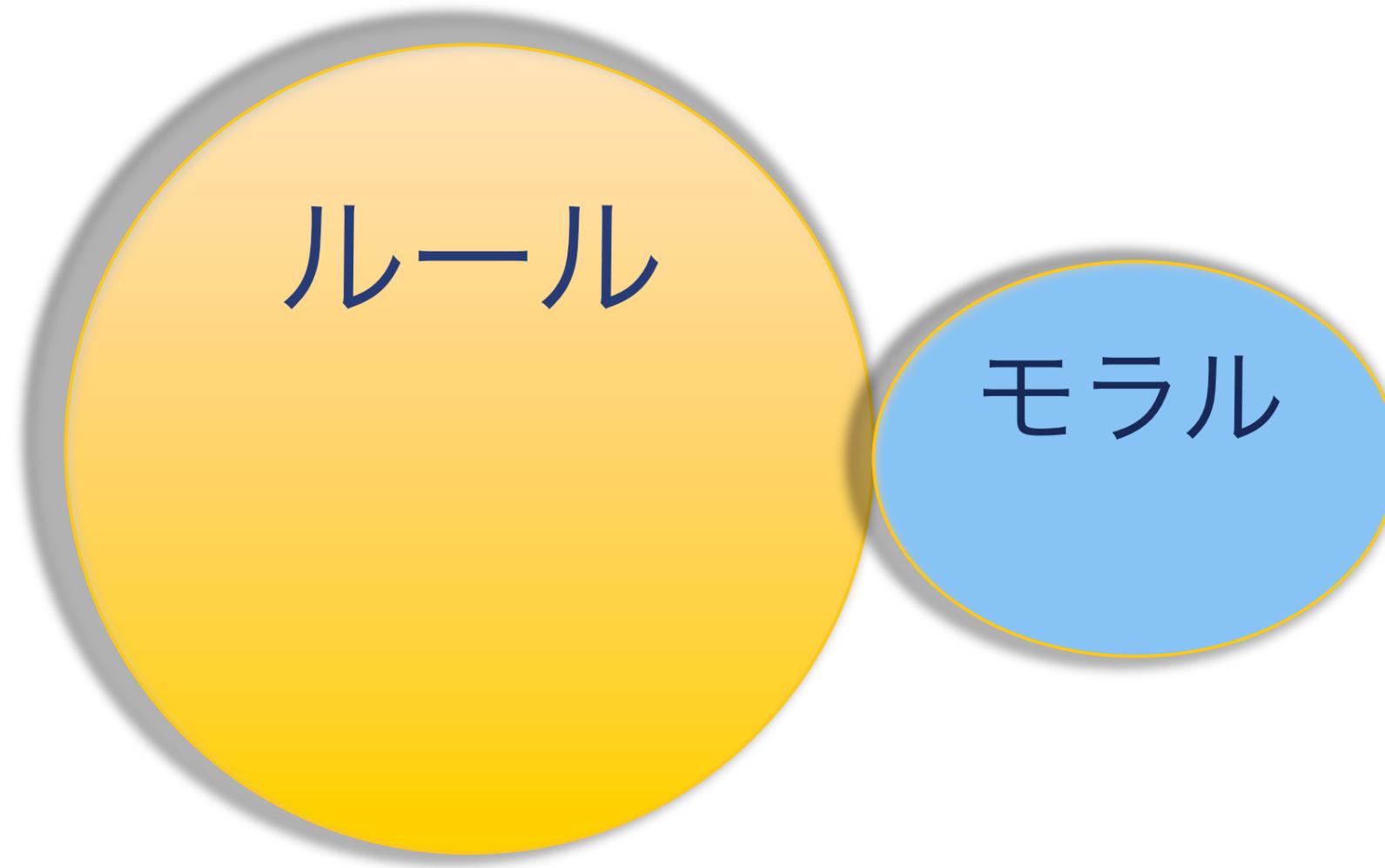
屋外広告



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 広告物規制の効果





Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 広告物規制の効果

共生

モラル

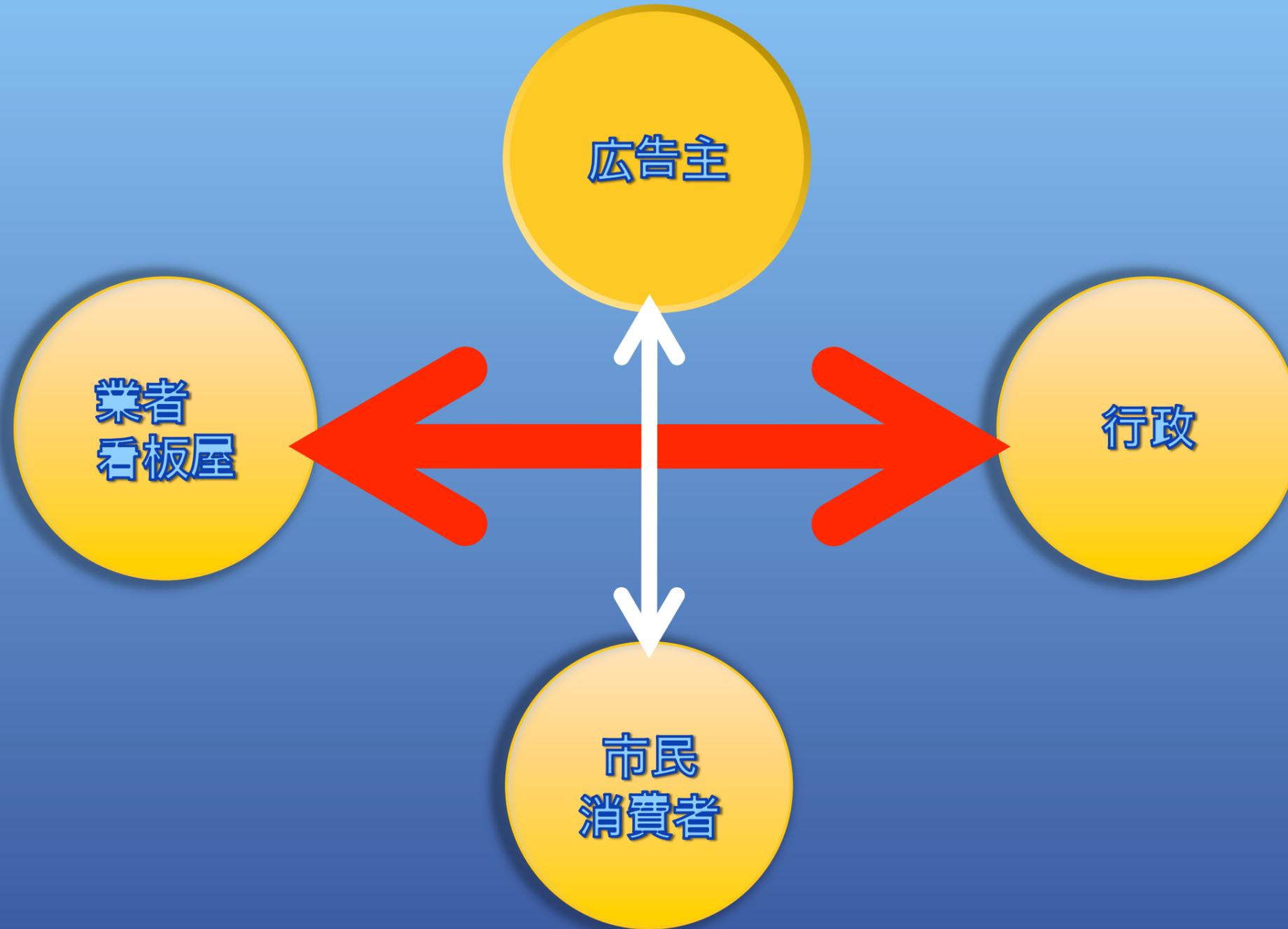
ルール



# 規 制



Copyright © 2002 Spazio Shibutake

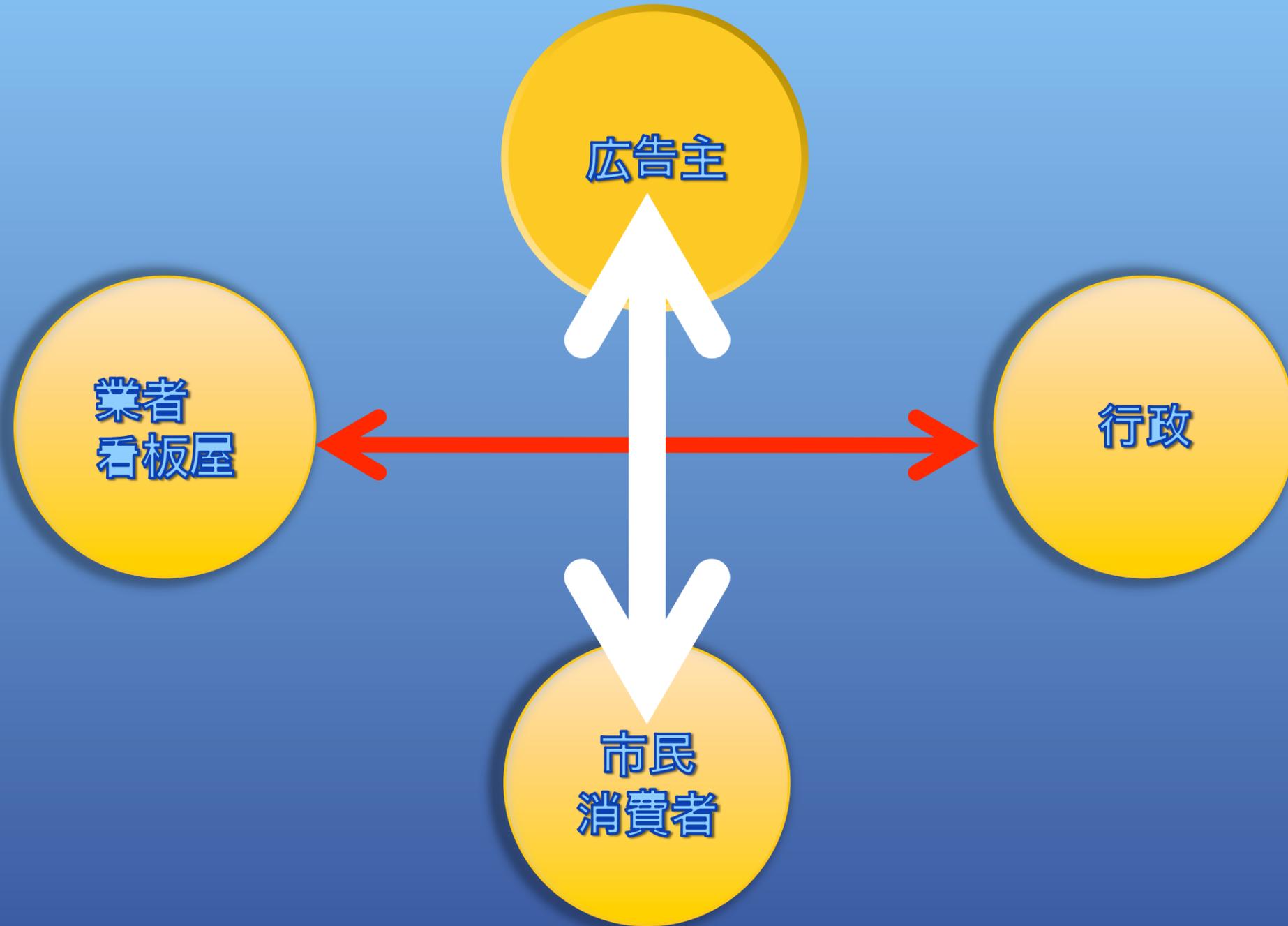




# 共生



Copyright © 2002 Spazio Shibutake





# ブランドレベル



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



好き  
共感する



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 美しい看板

賑わい

美しさ

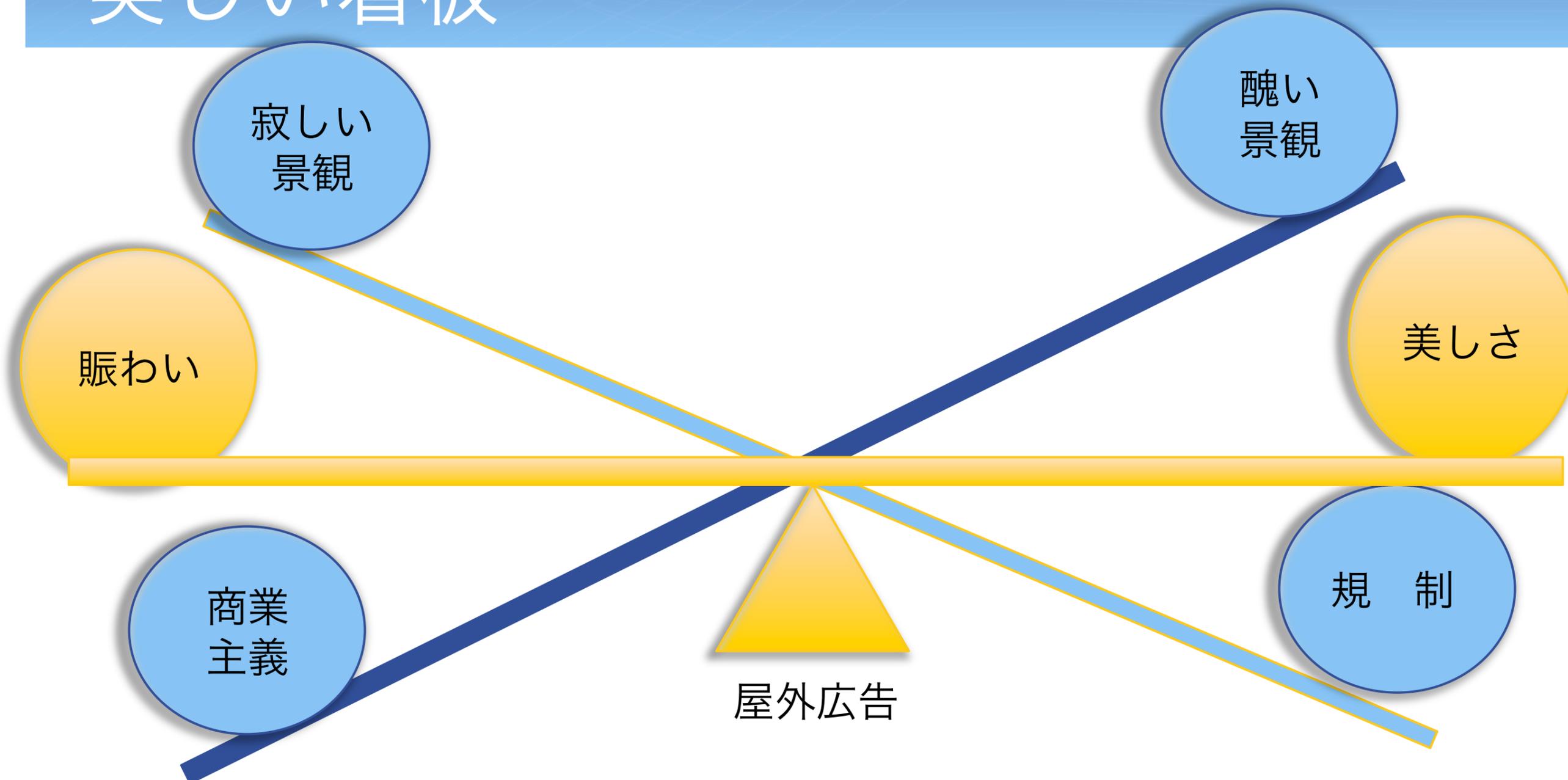
屋外広告



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 美しい看板





# 屋外広告業は景観形勢産業



Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 屋外広告業は景観形成産業





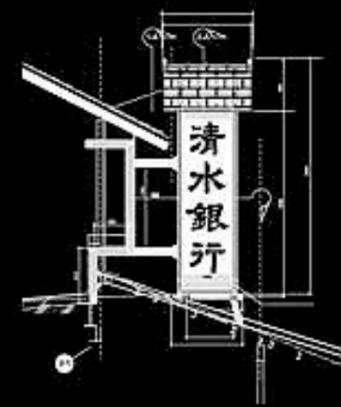
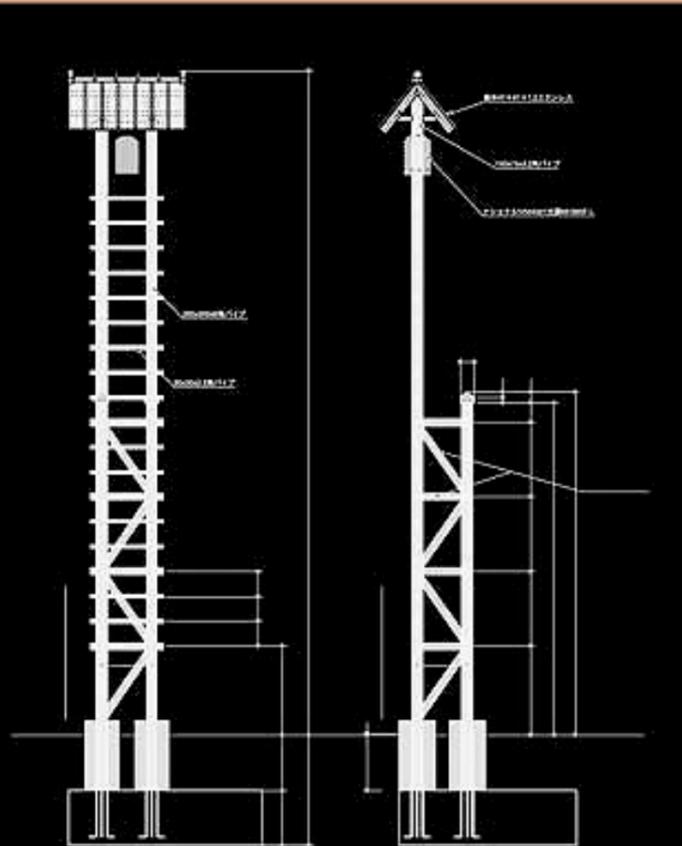
Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 掛川城下町風町づくり

SHIMIZU BANK

清水銀行掛川支店サイン計画





Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 塩の道く共通サイン

## 静岡県 塩の道共通サイン

相良町・菊川町・掛川市・森町・春野町・天竜市・佐久間町・水窪町





Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 東海道共通サイン





Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# モニュメントと景観形成 弥次喜多像





Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 商業施設の景観形成





Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 高速道路のピクトデザイン







Copyright © 2002 Spazio Shibutake



# 駿府匠宿のサイン景観

**誘導系**  
駿府匠宿 サイン計画

**基本コンセプト**

1. 周辺地域の精神を柱とした考証
2. 近隣のサインシステム
3. 景観存在をアピール
4. 確実な誘導・指示、学習情報を提供
5. サインの質を芸術・工芸レベルまで高める

**景観系**  
駿府匠宿 サイン計画

アクセシビリティアイコン: 車いす、点字、聴覚、視覚

**サインの質を芸術・工芸レベルまで高める**

POINT-1 景観に溶け込む景観を創出することで、景観イメージの向上を図る。

POINT-2 イベントや季節に応じ、フラッグによるサインの更新を可能とする。

POINT-3 ショッピングカートヘッドサインや、より景観からのサイン位置調整を可能とする。

POINT-4 同一デザインをマスターカラーに統一し、サインの統一感を演出する。

A1-type

A2-type

B1-type

C-type

D-type

E-type